



「CHES シンガポール親子短期留学」利用規約

「CHES シンガポール親子短期留学」に関する留学サポートのサービス提供は、株式会社プライドカンパニーが主体となり、以下に定める「利用規約」(以下「本規約」とします)が適用されます。

第1条(総則)

留学サポートを受ける本人(以下「申込者」)は、本規約に同意のうえ、株式会社プライドカンパニー(以下「当社」)に本契約を申し込むものとし、本契約が次条に従って成立した場合には、本規約の条項が適用されるものとします。

第2条(本契約の申し込みと成立時期)

1. 申込者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入、送信のうえ、当社が発行するご請求書に伴い、原則として 2 週間以内に指定の留学サポート料金を支払うものとします。留学サポート料金は、契約解除料、申込内容変更料又は違約料のそれぞれ一部または全部として取り扱います。
2. 本契約は当社が申込者からの申し込みを承諾し、申込者より指定の留学サポート料金を受領した時に成立するものとします。当社は本契約成立後、諸手続きを開始いたします。

第3条(拒否事由)

当社は、申込者からの本契約の申し込みが以下に定める事由に該当するときに、申込者の申し込みを断る場合があります。

1. 申し込み希望者が渡航に適した条件を備えていないと当社が判断したとき。
2. 未成年や学生の申し込み希望者が、親権者(保護者)その他法定代理人の同意を得ていないとき。
3. 申込者の希望する留学先が受け入れ不可能な状態にある等、渡航できる可能性が明らかでないときと当社が客観的に判断したとき。
4. 期限までに渡航手続きが完了する見込みがないとき。
5. その他、当社の認めるところによる事由がある場合。

第4条(申し込み条件)

本契約は、保護者の同行が基本条件となります。

第5条(当社が申込者に提供する留学サポート)

1. 当社が提供する留学サポートは、申込者が希望する留学先への入学・参加申し込み手続きの代行、家庭教師(Tutor)、滞在先の手配(ホームステイ、寮など)の申し込み代行、出発に当たっての情報提供をおこなうものです。留学先の授業内容、家庭教師(Tutor)・滞在先のサービス内容は、留学先・家庭教師(Tutor)・滞在先が独自に企画・運営し提供するものであり、当社が自ら留学先・家庭教師(Tutor)・滞在先のサービスの提供及びサービス内容を保証するものではありません。
2. 申し込み希望者は、自己の責任のもとで渡航することを前提として本契約を申し込むものとし、渡航先でのトラブルや事故に対して当社は一切の責任を負いません。
3. 当社が提供する留学サポートは、いわゆる旅行業にいう「募集型企画手配旅行」(主催旅行)とは異なります。
4. 「旅程管理」、「特別補償」及び「旅程保証」はいたしません。

第6条(当社の責任)

当社の責任は第5条に定める留学サポートに関するものに限定されます。

第7条(留学サポート料金の支払い)

留学サポート料金は、当社の発行する請求書に指定された期日までに当社指定の支払方法によりお支払いいただきます。但し、申込金などの事前にお支払いいただいた金額がある場合は、その額を差し引きます。

第8条(留学サポート料金に含まれるもの)

留学サポート料金には各留学先・家庭教師(Tutor)・滞在先が公式に明示している費用を含みます。但し、各留学先・家庭教師(Tutor)・滞在先が申込者から留学・滞在費用の直接支払いを希望する場合は、その指示に従い所定の方法にてお支払ください。留学先・家庭教師(Tutor)・滞在先の都合により、入学金・授業料、滞在費、その他諸費用の料金及び条件は、予告無しに変更される場合があります。その場合は、当社または各留学先・家庭教師(Tutor)・滞在先より、変更後の料金、条件をお知らせし、お支払い済みの料金との差額、または変更後の料金を請求させていただきます。

第9条(留学サポート料金に含まれないもの)

前条に記載したもの以外は留学サポート料金に含まれません。その一部を例示します。

- (1) 飲食費等個人的性質の諸費用およびこれに係わる税・サービス料金
- (2) 日本から渡航先までの往復航空券及び空港施設使用料並びにそれらに付随する費用
- (3) 傷害・疾病に関する医療費

第10条(留学の開始日)

留学の開始日は、申し込みいただいた留学先・滞在先へのご到着日となります。

第11条(本契約の解除)

申込者は、本契約の解除を当社に通知するとともに以下の料金をお支払いいただくことにより、本契約を解除することができます。なお、申込者による解除通知の到着又は料金の支払いの日が当社休業日にあたる場合は、翌営業日が解除通知の到達した日、又は料金支払日となり、17:00 以降に当社に解除通知が到達し、又は料金が支払われた場合も、翌営業日の到達又は支払いとみなします。

(1) 留学開始前

- A. 契約成立より1週間以内まで: 手配費用および留学・家庭教師(Tutor)・滞在費用全額返金
- B. 契約成立より2週間以内まで: 手配費用半額返金、および留学・家庭教師(Tutor)・滞在費用全額返金
- C. 契約成立より2週間経過後: 手配費用返金なし、および留学・家庭教師(Tutor)・滞在費用全額返金

但し、申し込み留学先・家庭教師(Tutor)・滞在先の規定に従い、申し込みの取り消しに伴う費用が別途発生する場合は、これを申込者の負担とし、当社がこれを立て替え払いしたとき、申込者は相当する費用を当社に支払うものとします。もし留学先・家庭教師(Tutor)・滞在先から返金がある場合には、返金されたことが当社によって確認された後、三井住友銀行 TTB レートにて換算し、日本円で返金をいたします。また、留学先・家庭教師(Tutor)・滞在先へ取り消し料を送金する場合には、送金時のレートにて留学先・家庭教師(Tutor)・滞在先指定の通貨に換算し、送金をいたします。返金及び送金に伴う送金手数料は申込者の負担とします。

(2) 留学開始後

留学開始日以降、留学期間の短縮や取消しについて、原則として一切返金いたしません。しかし特別な事情により、留学先・家庭教師(Tutor)・滞在先からの返金を得られた場合には、留学先・家庭教師(Tutor)・滞在先からの返金が当社によって確認された後、三井住友銀行 TTB レートにて換算し、日本円で返金いたします。返金及び送金に伴う送金手数料は申込者の負担とします。

第12条(申し込み内容の変更)

申込者は、以下の料金をお支払いいただくことにより、いつでも申し込み内容の変更を申請することができます。但し、留学先・家庭教師(Tutor)・滞在先の都合により、申請された申し込み内容の変更ができない場合がございますので、予めご了承下さい。

(1)変更手数料

- A. 申込日より留学開始日の29日前まで: 変更手数料無料
- B. 留学開始日の28日前より15日前まで: 変更手数料 5,000 円
- C. 留学開始日の14日前より当日まで: 変更手数料 7,500 円

(2)超過金・不足金が発生する場合

留学先・家庭教師(Tutor)・滞在先から返金がある場合には当社が返金を確認した後、三井住友銀行 TTB レートにて換算し日本円で返金いたします。また、留学先・家庭教師(Tutor)・滞在先に追加費用を送金する場合には、送金時のレートにて留学先・家庭教師(Tutor)・滞在先指定の通貨に換算し、送金をいたします。返金及び送金に伴う送金手数料は申込者の負担とします。

第13条(当社からの解約)

(1)以下に定める事由が申込者にあるとき、当社は催告した後、本契約を解約できるものとします。

- A. 申込者が、指定期日までに当社が指定した必要書類を提出しないとき。
- B. 申込者が、指定期日までに留学サポート費用の支払いをしないとき。
- C. 申込者の所在が不明、もしくは1か月以上にわたり連絡不能のとき。
- D. 申込者が当社に届けた申込者に関する情報の内容に、虚偽又は重大な遺漏が発覚したとき。
- E. その他、当社がやむを得ない事由を認めるとき。

(2)前項に基づき、当社が本契約を解約する場合、留学サポート費用、変更手数料など、既に申込者が当社に支払った費用については一切返金いたしません。また、解約により発生した、留学先・家庭教師(Tutor)・滞在先に対する取消料などの費用および損失は、申込者が負担するものとし、別途当社から請求いたします。

第14条(免責事項)

当社は、以下のような場合には責任を負いません。

- (1) 申し込み先の留学先、家庭教師(Tutor)、滞在施設、コースなどがすでに定員に達していて、申込者の留学が不可能なとき。
- (2) 留学先・家庭教師(Tutor)・滞在先の事由により、重要書類、入学・許可証が期日までに届かず申込者が出発できない場合。
- (3) 申込者の条件が留学先の入学・入園・参加許可基準に満たず、申込者への入学・入園・参加許可が留学先からおりないとき。
- (4) 申込者がパスポートおよび航空券、ビザ等の不備、もしくは、何らかの事由により渡航先国に入国拒否をされたとき。
- (5) 申込者がパスポートおよび航空券、ビザ等の取得に時間がかかり、予定の出発に間に合わないとき。
- (6) 天災地変、戦乱、暴動、運送・研修機関等の事故、運送機関の遅延・スケジュール変更、その他不可抗力の事由により生じた損害。
- (7) 申込者は、自己責任において行動するものであり、渡航先国の法令・公序良俗、留学先・滞在先等の各種規則などに違反した際の責任や損害賠償責任は本人に帰属し、当社はその責任を負いません。

第15条(損害負担)

申込者が、当社の責任によらない事由により何らかの損害を被る場合、当社はその責任を負いません。

第16条(留学先の授業内容及び施設などの情報について)

当社は、留学先・家庭教師(Tutor)・滞在先から寄せられる最新資料を基に情報の提供をいたしますが、情報の正確性及び留学先・家庭教師(Tutor)・滞在先の事情による授業内容・サービス内容・施設変更等における責任は負わないものとします。

第17条(ご注意事項)

申込者は、以下の事項を了承するものとします。

- (1) 留学先・渡航先国の都合により、一度決定された滞在先が、現地到着前もしくは到着後に変更になる場合があること
- (2) 土曜日、日曜日、渡航先国の祝祭日、留学先の定める休校日には、休校及び施設の一部もしくは全部が閉鎖あるいは一部利用が制限される場合があること。
- (3) 渡航先国、留学先によって、急遽、祝日及び休日が制定される場合があること。
- (4) 申込者は、次の各号を遵守して頂くこととなります。
 - A. 法令に違反するような行為を行わないこと。
 - B. 留学先・家庭教師(Tutor)・滞在先施設等の各種規則・指示に従って行動すること。
 - C. 当社、留学先・家庭教師(Tutor)・滞在先、ホームステイ先等、または、渡航先の人々に対して公序良俗に違反することがないように行動すること。

第18条(準拠法および合意管轄裁判所)

本規約は日本の法律に準拠し、本契約に関する訴訟については、当社本店所在地(兵庫県)を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

年 月 日

Signature: _____